

**令和 9 ・ 10 年度富山県建設工事入札参加資格審査に係る
審査基準（主観点数）の改正について**

1 改正の趣旨

建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観点数）について、県の制度改正等を踏まえた所要の見直しを行うもの。

2 主観点数の見直し

（1）県工事成績対象期間の見直し

建設業者の工事实績に係る項目として、入札参加資格の定期受付年度の前 4 年度及び定期受付年度の第 1 四半期に工事成績通知を受けた県工事（建築系以外）について加点していたが、加点対象から 4 年度前の第一四半期に通知を受けた工事を除外する。

【県工事成績対象期間（建築一式工事、電気工事及び管工事を除く）】

令和 4 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

（令和 4 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の期間が加点対象から除外）

（2）「富山県建設業新分野進出企業表彰」に係る主観点項目の削除

定期受付年度の前年度に富山県建設業新分野進出企業表彰を受けた者を対象として加点していたが、当該表彰は令和 5 年度をもって廃止されたため、加点対象から削除する（5 点）。

（3）「災害協定への参加」に係る評価対象の追加

「災害協定への参加」に係る加点要件となる協定について、新たに追加する。

＜追加協定＞

災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定

（（公社）富山県浄化槽協会）

（4）「男女共同参画推進事業所認証制度」に係る主観点項目の削除

申請日において富山県の男女共同参画推進事業所として認証された者を対象に加点していたが、当該認証制度は令和 6 年度をもって認証期間満了に伴う再申請及び新規申請が停止されたため、加点対象から削除する（5 点）。

（5）「とやま女性活躍企業認定制度」に係る主観点項目の追加

とやま女性活躍企業認定制度とは、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍す

る県内企業等を県が認定し、広く公表するもの。

県内建設企業における女性の入職・定着・活躍を促進する観点から、申請日
において富山県の認定を受けている者を加対象とする（５点）。

3 施行（適用）期日

令和９・１０年度の入札参加資格審査から適用

<問い合わせ先>

富山県土木部管理課 入札・契約係

TEL： 076-444-3309